

社会福祉法人 レインボーハウス福祉会

役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人レインボーハウス福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2)報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給及び額)

第3条 役員等に対しては、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の役員等の報酬の額は、別表1, 2, 3に定める額とする。
これは源泉徴収税額を差し引いた金額とする。
- (2) 役員等の報酬はテレビ会議等での参加、決議省略による場合も含む。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により支給する。ただし同日の他の職務についての報酬は、重複して支給しない。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等旅費及び費用弁償規程に基づいて、旅費等を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 3年12月16日より施行する。

別表第1【非常勤の役員の報酬】

(1) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 監事

	日 額
監事監査、理事会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

別表第2【評議員の報酬】

	日 額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円

別表第3【評議員選任・解任委員の報酬】

	日 額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000 円